

食品衛生法に関する自己宣言書

[対象商品名]：

アシスト PF コート、レジスタック II、レジフREM

[適合規格]

1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条の規定に基づき制定された「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 の A の 8 に従い、別表第 1 に収載された原材料で構成されていること。

2) 同じく告示第 370 号の第 3 の D の 4 を満たしていること。

*適合規格のうち、1)の「別表第 1」における“収載”とは、以下のいずれかまたは双方のケースに該当しているものです。

①2020 年 4 月 28 日に告示された「別表第 1」への収載のほか、法第 18 条 3 項ただし書きの適用や、色材の包括的管理等を含む、いわゆるポジティブリスト制度に適合していること。

②2020 年 4 月 28 日に告示された「別表第 1」に未収載の物質が構成成分に含まれているが、同日告示第 196 号で示された「経過措置」*の適用を受けるものであること。

※経過措置：

施行後 5 年間は、施行前に流通している器具・容器包装あるいはそれと同様と判断できるものは法適合とするものです。対象物質は、経過措置期間中に「別表第 1」に収載される予定ですが、何らかの理由により収載が不可となった場合には、法の範囲内での材料変更を行うか、終売とさせていただくこととなります。

2025 年 4 月 1 日

株式会社旭プレジジョン

